

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十一号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第六条第一項」に、「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、「過疎地域（」の下に「法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域及び法附則第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。」を加え、「をその区域とする市町村に準ずる市町村」を「の区域に準ずるもの」に、「製造の事業」を「製造業、情報サービス業等」に、「第三十条」を「第二十三条」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、「除く。」の下に「（以下「製造業等」という。）」を加え、「を新設し、若しくは増設した」を「の取得等（同条に規定する取得等（資本金又は出資金の額が五千万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に係る取得等に限る。）をいう。以下同じ。）をした」に改める。

第二条第一項第一号中「第六条の三第三項又は第二十八条の九第三項に規定する区域内」を「第六条の三第十一項及び第十二項又は第二十八条の九第十二項及び第十三項に規定する区域であつて、当該区域に係る市町村計画（法第八条第一項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）附則第四条第三項の規定によりみなして適用する同令附則第三条第三項においてその例による場合を含む。）の規定により定められた市町村計画をいう。以下同じ。）に記載された法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内」に、「同令第六条の三第一項第一号又は第二十八条の九第一項第一号に規定する期間（過疎地域が当該期間内に過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該期間の初日からその該当しないこととなる日までの期間。以下この項において「対象期間」という）を「当該区域を含む過疎地域に係る法第二条第二項の規定による公示（同令附則第四条第一項の規定による公示を含む。）の日（以下「公示の日」という。）から令和六年三月三十一日までの期間（当該区域に係る市町村計画の計画期間外の期間を除く）」に、「平成十二年四月一日から対象期間（過疎地域が過疎地域に該当しないこととなる場合における対象期間を除く。）の末日のうち最も早い日まで

の期間内に、同令第六条の三第四項若しくは第二十八条の九第四項を「令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間のうち知事が指定する期間内に、産業振興促進区域内にあつては租税特別措置法施行令第六条の三第十四項若しくは第二十八条の九第十五項」に、「又は準過疎地域農林水産物等販売業（以下この項において「製造の事業等」という。）を」、「準過疎地域内にあつては製造業のうち知事が指定する事業」に、「生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを「設備」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）」に、「規定する額を超える」を「掲げる区分ごとにそれぞれ同一において定められた額以上の」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に、「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に、「当該新設し、又は増設した」を「当該取得等をした」に改め、同号中「~~生産等設備~~」を「~~生産等設備~~取得等をした」に、「を新設し、又は増設した」を「~~生産等設備~~」を「~~生産等設備~~」に改め、同号中「~~生産等設備~~」を「~~生産等設備~~取得等をした」に、「を新設し、又は増設した」を「~~生産等設備~~」に改め、同項第二号中「畜産業」を「産業振興促進区域内又は準過疎地域内において、畜産業」に、「過疎地域内にあつては法第二条第二項の規定による」を「産業振興促進区域内にあつては」に改め、「（以下「公示の日」という。）を削り、「平成十二年」を「令和三年」に改め、同条第二項中「新設し、又は増設した」を「取得等をした」に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項第三号中「生産等設備」を「設備」に改める。

第三条第一項中「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に、「当該新設し、又は増設した」を「当該取得等をした」に、「（過疎地域内）を」（産業振興促進区域内）に、「公示の日」を「当該区域を記載した市町村計画の計画期間の初日」に、「平成十二年四月一日」を「令和三年四月一日以後であつて知事が指定する日」に改め、同条第二項第三号から第五号までの規定中「生産等設備」を「設備」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の改正規定（「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 改正前の過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第一条に規定する過疎地域又は準過疎地域内において、旧条例第二条第一項第一号に規定する製造の事業等の用に供する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除については、なお従前の例による。

4 畜産業又は水産業を行う個人の令和二年の所得金額に対して課する事業税の課税免除については、なお従前の例による。